

【明石市障害福祉課より出前講座をして頂きました】(南部)

8月27日(土)13時半から明石市総合福祉センターにて明石市障害福祉課の高地ひより様、上坂様より『障害福祉制度について』下記の内容でお話を伺いました。

① 障害者手帳の種類と交付までの流れ

精神の場合は、2年毎の更新が必要、申請時には診断書が必要です。

② 自立支援医療について

精神通院は通常3割負担が1割負担になる。但し、世帯当たり所得により上限があります。

毎年更新が必要。診断書は2年に一度必要。障害者手帳の診断書と共用が可能です。

重度障害者医療費助成は、精神は2級まで適用されます(但し、本人と配偶者の所得制限あり)。

③ 障害者総合支援法について

(1) 障害福祉サービスの概要

介護給付(ヘルパー、ショートステイ、生活介護等利用の場合は、障害支援区分認定が必要)

訓練等支援(就労AやB、グループホーム等の場合は、区分認定は不要)

(2) 各種手続き方法について説明がありました。

④ 地域生活支援事業の紹介

移動支援について、特に説明がありました。ショッピング、銀行、冠婚葬祭、選挙、散歩、美容・理容、映画館等の外出時に利用が可能です。同様に申請が必要です。

⑤ 相談窓口について

明石市社会福祉協議会 明石市基幹センターや明石市 障害者就労・生活支援センターあくとの紹介がありました。

高地様、上坂様、お忙しい中お話しいただきまして有難うございました。

最後に、グループホームやショートステイのリスト、移動支援の詳細な資料を頂いています。

入手希望される方はご連絡ください。(070-1345-8997 南部)

<賛助会員募集>

こころの病いに苦しむ方々の地域支援を主目的に賛助会員を募集します。その趣旨を下記に説明します。

1. 明石市近郊にてこころの病いに苦しむ方々のために何が出来るかを考え、そのための資金として活用します。使途も明確にします。
 2. こころの病いに苦しむ方々への病気に対する知識、リカバリーのための講習会の開催を目指します。
 3. 賛助会員になって頂いた方には、明石ともしび会ニュース、総会資料等を配布します。
 4. 明石ともしび会ニュースにて賛助会員をご紹介します。
 5. 総会にて、賛助会員のご紹介と賛助金の使途について、ご報告致します。
- 会費納入方法は、同封の手数料無料の郵便局の振込用紙にてお願いします。

口座記号及び口座番号:00980-7-166023

賛助会員:(個人)入会金 0円 年会費 1,000円・(法人)入会金 0円 年会費 10,000円

お問い合わせ先 NPO 法人明石ともしび会 理事長 南部 和幸

〒673-0871 兵庫県明石市大蔵八幡町7-11 電話番号 078-912-4433 (さくら工房)

携帯電話 070-1345-8997 E-mail sakura_koubou6687@car.ocn.ne.jp



～ ご寄付のお礼 ～

愛媛県の仁野様よりご寄付をいただきました。こころの病に苦しむ方々のために何が出来るかを考えて大切に活用させていただきます。誌面をお借りして深謝申し上げます。



編集後記 読者の方は、2年前の神出病院事件を覚えておられるでしょうか。現在、神出病院のホームページにこの事件を第三者調査委員会が調査した300ページ近い報告書が掲載されています。病院の医療機器・備品の不備、給湯設備の不備、壁や天井のカビ(特に風呂場)がひどく、病院の適性を欠いていると指摘があります。是非、一度見て下さい。(南部)